

別紙 1

入札上の注意事項

1 入札者心得

- (1) 入札に参加する者は、入札に参加することを他者に漏らさないこと。
- (2) 入札に参加する者は、入札について談合その他不正な行為をしないこと。
- (3) 地方自治法、同法施行令及び都城市財務規則等の関係規定に従うこと。
- (4) 入札書は、本人が提出すること。代理人のときは、必ず委任状を提出すること。
- (5) 上記に違反する行為があったと認められるときは、この入札に参加できない場合がある。

2 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札保証金

入札保証金の率は、入札金額の100分の20以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者による競争入札に付する場合において、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

4 入札保証金に代わる担保

- (1) 国債又は地方債
- (2) 特別の法律による法人の発行する債券
- (3) 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形
- (4) 金融機関の保証する小切手
- (5) 郵便為替証書及び定期預金債券

5 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 同一人物が同一事項について提出した2通以上の入札書
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が提出した入札書
- (4) 表記金額を訂正した入札書
- (5) 表記金額、氏名等の重要な文字が誤脱し、又は不明な入札書
- (6) 入札書の印鑑に、スタンプ印等のインクに保存性のないものを使用している入札書
- (7) 内訳書の提出が指定されている場合において、これの提出がない、又は入札金額と内訳書の合計額が一致しない入札書
- (8) 入札保証金を納めず、又は不足する者が提出した入札書（免除の場合を除く。）
- (9) 資本関係又は人的関係のある者で同一入札への参加制限基準に該当する複数のもののした入札書
- (10) 談合その他不正の行為があったと認められる入札書
- (11) 期間入札において、指定された提出期限以降に入札書が到達し、又は提出された入札書
- (12) 期間入札において、指定された方法以外の方法で提出された入札書
- (13) その他入札条件に違反した入札書

6 失格

再度の入札において前回の入札の読み上げ金額以上の価格で入札した者及び最低制限価格を設けた場合において、その価格を下回る価格で入札した者は、失格とする。

7 再度入札の参加資格

次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。

- (1) 初度入札に参加しなかった者

- (2) 初度入札に参加したが、入札をしなかった者
- (3) 談合その他不正な行為をした者
- (4) 5に規定する無効の入札書を提出した者又は、6の規定により失格となった者

8 入札辞退

入札を希望しない場合には、入札予定日時以前に「辞退届」を提出すること。ただし、期間入札において入札への参加を希望しない場合は、入札書の提出期限までに、「辞退届」を提出すること。

9 入札の中止

入札において参加者が1者のみとなった場合は、入札を中止することとする。

10 契約保証金について

入札通知書の契約上の条件に「契約の保証 要」と記載されている場合には、次に掲げる金銭的保証のうちいずれか一つを落札者が選択し、契約締結時（原則として、落札日から起算して10日以内）までに提出すること。ただし、契約保証金を免除できる場合は、この限りでない。

(1) 現金の納付

契約の締結時に、契約事務担当課の現金出納員に、契約金額の1割以上の現金を納入すること（この現金は、業務等の完了後には全額返還することとし、万一の債務不履行時には、違約金として市に帰属するものとする。）。

(2) 有価証券等の提供

契約事務担当課の現金出納員に国債、地方債、政府保証債権、金融機関の引受け保証又は裏書のある手形、小切手等を前号の現金の代わりに提供すること。この有価証券等のそれぞれの換算価値は、都城市財務規則（平成18年規則第65号）第120条の2に規定するとおりとする（この有価証券等は、業務等の完了後には全額返還することとし、万一の債務不履行時には、違約金として市に帰属するものとする。なお、有価証券等が担保的価値を失うおそれがある場合は、保全のため現金化し、業務等の完了後には現金で全額返還するものとする。）。

(3) 銀行、金融機関又は保証事業会社の保証

次に掲げる機関が債務不履行時に請負代金額の1割以上を市に支払うことを保証する保証書を、契約の締結時に契約事務担当者に提出すること。

銀行、信託銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、その他貯金の受入を行う組合、前払保証事業会社

＊ 前払保証事業会社の場合は、前払保証を受けることを前提条件とする。

(4) 履行保証保険契約に係る証券の寄託

損害保険会社との間で市を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の1割相当の保険金）を締結し、その証券を契約書案提出時に契約事務担当課の担当者に提出すること。

＊ 個々の保証の申込方法は、各取扱機関（銀行、その他の金融機関、損害保険会社、前払保証事業会社等）に相談すること。